

議案第9号

二宮町庁舎整備基金条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月20日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

新庁舎整備事業の開始に伴い、寄附金を庁舎整備基金に積立てることから、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町庁舎整備基金条例の一部を改正する条例

二宮町庁舎整備基金条例（平成31年二宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、当該年度の一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。

- （1） 予算で定める額
- （2） 基金の趣旨に添う寄附金

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(議案第9号) 二宮町庁舎整備基金条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(積立て)</u> 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、当該年度の一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。</p> <p>(1) 予算で定める額</p> <p>(2) 基金の趣旨に添う寄附金</p>	<p><u>(積立て)</u> 第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p>